

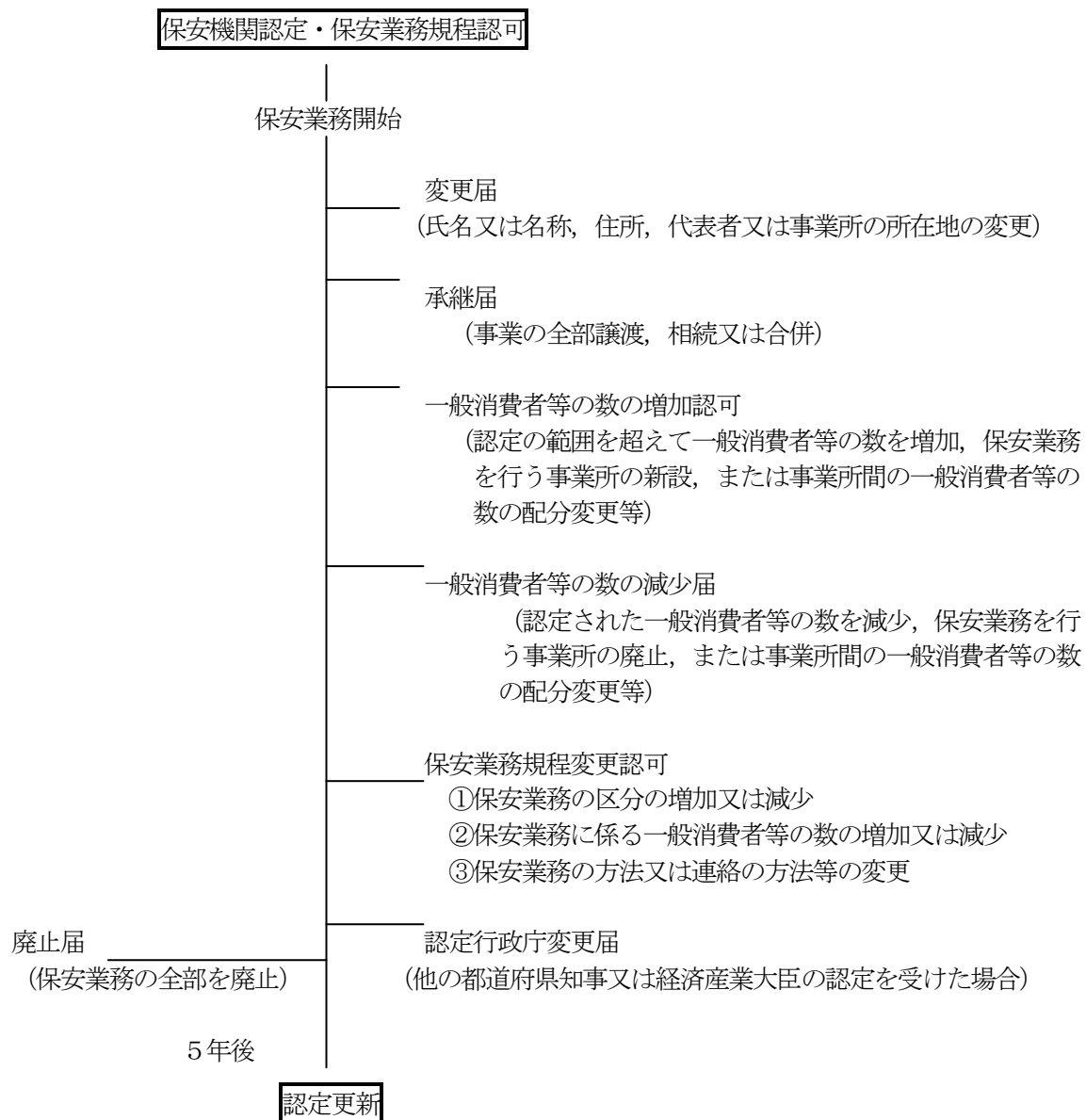
保安機関関係手引き

平成 15 年 5 月 2 日
改訂 平成 15 年 7 月 17 日
改訂 平成 19 年 8 月 3 日
改訂 平成 24 年 4 月 18 日

茨城県生活環境部防災・危機管理局
消防安全課産業保安室

保安機関関係手引き

(手続きの概要)



○申請届出等の書類の提出先

保安機関に係る申請・届出等の書類の提出先は、保安機関の保安業務に係る販売所（保安業務の委託を受ける販売所）の所在地によって決定されます。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
茨城県県北県民センター 環境・保安課	(〒313-0013) 常陸太田市山下町 4119 (常陸太田合同庁舎 内)	0294-80-3355	常陸太田市, 常陸大宮市, 大子町 (計3)
茨城県県北県民センター 日立商工労働センター	(〒317-0073) 日立市幸町 1-21-2 (商工会議所館内)	0294-21-6711	日立市, 高萩市, 北茨城市 (計3)
茨城県鹿行県民センター 環境・保安課	(〒311-1593) 鉾田市鉾田 1367-3 (鉾田合同庁舎内)	0291-33-6056	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市 (計5)
茨城県県南県民センター 環境・保安課	(〒300-0051) 土浦市真鍋 5-17-26 (土浦合同庁舎内)	029-822-7067	土浦市, 石岡市, 竜ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町 (計 14)
茨城県県西県民センター 環境・保安課	(〒308-8510) 筑西市二木成 615 (筑西合同庁舎内)	0296-24-9140	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町 (計10)
茨城県生活環境部 防災・危機管理局 消防安全課産業保安室	(〒310-8555) 水戸市笠原町 978-6 (県庁舎内)	029-301-3594	水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那 珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, (計9) または, 保安業務に係る (委託を受 ける) 販売所が2以上の県民センタ ーの管轄区域にまたがっている場 合

保安業務に係る (委託を受ける) 販売所が2以上の都道府県にまたがっている場合は、経済産業大臣の認定を受けることになります。保安機関の事業所が1つの県内であっても、委託を受ける販売所が2県にまたがっていれば経済産業大臣 (又は産業保安監督部長) に認定申請をすることになります。

1 保安機関認定申請

一般消費者等について保安業務を行おうとする者は、次の保安業務区分に従って、知事の認定を受けることができます（法第29条）。なお、保安業務規程の認可申請も別途必要です（「5 保安業務規程認可申請」の項目を参照）。

（注）

- ・保安業務を行う事業所が複数ある場合でも、事業所ごとに申請する必要はありません。

なお、保安機関の認定を受けた後、保安業務区分の増加に係る変更を行う場合は、当該増加する保安業務区分についてのみ新規の保安機関認定申請が必要です。

保安業務区分の名称	保安業務の内容
1 供給開始時点検・調査	供給設備の点検及び消費設備の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時のみに行う業務
2 容器交換時等供給設備点検	供給開始時、並びに充てん容器の交換時若しくは6月以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時に行う供給設備の点検
3 定期供給設備点検	1年に1回以上、2年に1回以上、又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る供給設備の点検
4 定期消費設備調査	供給開始時又は液化石油ガスの最初の引渡し時、及び1年に1回以上又は4年に1回以上行うこととされている事項に係る消費設備の調査並びに技術上の基準に適合しないとして所有者等に通知をした場合の再調査
5 周知	消費者に対し、液化石油ガスによる災害の発生防止に関して必要な事項を周知する業務
6 緊急時対応	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務
7 緊急時連絡	液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかにその措置を講ずる業務であって、自ら出動することなく行うもの

*1 「供給開始時点検・調査」は、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の3区分の保安業務のうち供給開始時に行うものすべてを行う業務である。この3区分のいずれかについて認定を受けた保安機関は、認定を受けた区分の保安業務のうち供給開始時に行う点検・調査を「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなく行うことができる。

*2 「緊急時対応」の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が申請した一般消費者等の数より少ない場合は、当該事業所は、申請した数までは、新たに認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

<認定の基準>

申請が次の各号のいずれにも適合することです（法第31条）。（なお、欠格条項も参照してください。）

- ①保安業務に係る技術的能力が次の基準に適合すること。
 - ア 事業所ごとに「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」の基準に従って保安業務資格者（液化石油ガス設備士免状、製造保安責任者免状、販売主任者免状等の交付を受けている者等）を確保していること（事業所ごとに少なくとも1人は、液化石油ガス設備士免状又は第二種販売主任者免状の交付を受けた者であること）。
 - イ 事業所ごとに「告示」に従って自記圧力計、マノメータその他の保安業務用機器を備えていること。
- ②液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償に備えて規則第32条に定める内容に適合する損害賠償責任保険契約を締結していること。
- ③申請者が法人である場合は、その役員及び構成員の構成が、保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ④保安業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。

<欠格条項>

次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができません（法第30条）。

- ①液化石油ガス法若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ②法第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③成年被後見人
- ④法人であって、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

<申請書及び添付書類>

(詳しくは様式集を参照ください。)

- ①保安機関認定申請書(様式第12)
- ②保安業務計画書(様式第13)
- ③緊急時対応を行う事業所の位置および一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う保安機関のみ)
- ④損害賠償の支払い能力を証する書面
- ⑤法人の申請においては、役員及び構成員を説明した書面
- ⑥保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書面
- ⑦法人の申請においては、定款、登記簿抄本(登記事項現在事項一部証明書)
- ⑧欠格事項に該当しないことを誓約した書面
- ⑨保安業務資格者一覧表、保安業務資格者算定表及び資格者免状写し
- ⑩保安業務機器算定表
- ⑪申請手数料(茨城県収入証紙)
6,900円×保安業務区分数+34,000円の合計分(※保安業務区分数は、事業所ごとの保安業務区分数ではなく、保安機関全体として認定を受ける区分数となります。)

記載上の注意

- ①保安機関認定申請書
- ②保安業務計画書
(保安業務を行う事業所ごとに作成してください)
ア 「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しない者は含まれません。
イ 「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」は、出動するための手段(自動車、オートバイ等)、緊急時の連絡の受信方法(電話等)及び集中監視システムの導入の有無について記載してください。(緊急時対応の認定申請をする場合のみ記載)
- ③緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面
*緊急時対応を行おうとする市町村名
*事業所から半径20km以内の範囲および、緊急時対応を行う範囲(30分以内に到着)を示してください。
(緊急時対応を行う事業所は、常時保安業務資格者を算定された必要数配置し、一般消費者等の供給設備・消費設備に原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことが必要です。)
- ④液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面
規則第32条に定める内容に適合した保険に加入していることを証する書面を添付してください。なお、保険の加入戸数は、実際に委託している一般消費者等の数でよく、認定申請する数より少なければ、これと異なってもかまいません。
(次のいずれか)
 - ・LPガス業者賠償責任保険加入依頼引受書の写し
 - ・LPガス業者賠償責任保険の付保証証明書((一社)茨城県高圧ガス保安協会)
 - ・保険証券、約款及び領収書の写し等
- ⑤申請者が法人である場合は、その構成員の構成を説明した書面
社員名簿、組合員名簿、株主のリスト等で、構成員のうち次に掲げる者の数の合計割合が3分の1を超えないこと(法第31条第3号適合状況、認定基準の③)を説明するものです。

なお、構成員のリストは別紙のとおりとし、別添でもかまいません。

ア 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその職員

イ 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその職員

ウ 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役員

⑧欠格事項に該当しないことを誓約した書面

申請者が個人である場合は自らが誓約する書面、申請者が法人である場合は代表者が役員及び当該法人について誓約する書面です。(なお法人については役員の法第31条第3号適合状況(認定基準の③)についても誓約します。)

⑨保安業務資格者一覧表、保安業務資格者算定表及び資格者免状写し

(保安業務を実施する事業所ごとに作成してください。)

液化石油ガス設備士免状については、直近の再講習受講の講習年月日の部分(免状の裏面)もコピーし添付してください。

【保安業務資格者】

<p>〈全ての保安業務を実施できるもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">・液化石油ガス設備士・高圧ガス保安法第27条の2第3項の製造保安責任者免状又は同法第28条第1項の販売主任者免状の交付を受けている者・業務主任者の代理者の資格(業務主任者代理者講習を修了し、液化石油ガスの販売実務に6ヶ月以上従事)を有する者・保安業務員講習終了者 <p>※緊急時対応にあつては常時消費者戸数×1/20,000以上の人数を配置してください。</p> <p>※事業所に少なくとも一人は第2種販売主任者免状又は液化石油ガス設備士の免状の交付を受けた者を配置してください。</p>
<p>〈供給設備の点検のみ実施できるもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">・充てん作業講習修了者
<p>〈容器交換時供給設備点検または質量販売に係る容器・調整器まわりの事項にかかる定期消費設備調査のみ実施できるもの〉</p> <ul style="list-style-type: none">・調査員講習修了者 <p>(なお、平成8年の法改正前の液化石油ガス法施行規則第37条第3号の消費設備の調査員の認定を受けたものは、新規則による調査員とみなされます)</p>

2 保安機関認定更新申請

保安機関の認定の効力は5年間であり、認定の更新を受けなければ効力を失うこととなります。更新を受けようとするときは、認定の期間の満了する30日前までに申請書を提出しなければなりません（法第32条、政令第6条、規則第34条）。

認定更新申請が遅れ、認定有効期間が切れてしまった場合、新規の認定手続きが必要になります。また、認定が切れてから新たな認定を受けるまでの間の空白期間は保安業務を行うことができません。

認定の基準及び欠格条項は、認定の場合と同様です。

なお、ご不明な点は事前にご相談下さい。

〈認定の有効期間と認定更新〉

- ・認定の有効期間は各々の保安業務区分について認定を受けた日から起算して5年です。（この5年については初日を算入しますので、認定から5年後の認定日に対応する日の前日までが認定の有効期限です。）
- ・保安機関の認定を受けた後、保安業務区分の増加によりその保安業務区分の認定を追加して受けた場合は、最初にくる認定更新にあわせて、すべての保安業務区分の認定日を統一して申請するようお願いします。
- ・保安機関の相続、合併、事業の全部譲渡があった場合は、従前の保安機関に対応する保安業務区分の有効期間を承継しますが、更新は古い保安機関の更新日にあわせて、すべての事業所を更新するようお願いします。（なお保安機関の相続、合併、事業の全部譲渡があった場合、遅滞なく保安機関承継届が必要です。）
- ・登録行政庁を国から茨城県に変更していた場合は、新規の認定を受けていますので認定期間起算日は新たに茨城県で認定を受けた日になります。

〈その他の注意〉

- ・認定更新時に、今後とも実施しない一部の保安業務区分を更新せず廃止する場合、次の手続きが必要です。（認定更新と同日付でも結構です。）
 - *一般消費者等の減少届（更新を受けない区分につき一般消費者等の数を0にします。）
 - *保安業務規程変更認可申請
- ・「容器交換時等供給設備点検」「定期供給設備点検」「定期消費設備調査」3区分について認定を受けているので、「供給開始時点検・調査」の認定更新をしないという場合、又は「緊急時対応」について認定を受けているので「緊急時連絡」の認定更新をしないという場合（1の*1及び*2参照）、次の手続きが必要です。（認定更新と同日付でも結構です。）
 - *一般消費者等の減少届
 - *保安業務規程変更認可申請
- ・認定更新時に、保安業務区分を追加する場合は、認定更新手続きとは別途にその保安業務区分について次の手続きが必要です。（認定更新と同日付でも結構です。）
 - *保安機関認定申請
 - *保安業務規程変更認可申請
- ・認定更新時に、一般消費者等の数に増減が予定される場合は、認定更新手続きとは別途にその保安業務区分について次の手続きが必要です。（認定更新と同日付でも結構です。）
 - *一般消費者等の数の増加認可申請又は一般消費者等の数の減少届
 - *保安業務規程変更認可申請
- ・保安業務を実施する認定保安機関の事業所の追加又は廃止をする場合は、認定更新手続きとは別途にその保安業務区分について次の手続きが必要です。
 - *一般消費者等の数の増加認可申請又は一般消費者等の数の減少届

***保安業務規程変更認可申請**

- ・認定更新時に、保安業務を実施する認定保安機関の事業所名を変更する場合は、認定更新手続とは別途にその保安業務区分について保安機関変更届が必要です。

<申請書及び添付書類>

保安機関認定更新申請書（様式第14）

添付書類は 1 保安機関認定申請<申請書及び添付書類>の②から⑩までと共通です。

ただし申請手数料は、6,900円×保安業務区分数+14,000円の合計分となります。

(※保安業務区分数は、事業所ごとの保安業務区分数ではなく、保安機関全体として認定を受け
る区分数となります)

3 一般消費者等の数の増加認可申請

保安機関の認定は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてされていますので、この一般消費者等の数の認定の範囲を超えて増加しようとするときは、認可を受けなければなりません（法第33条）。

保安業務を行う事業所を新設する場合にも**一般消費者等の数の増加申請**が必要です。

同時にある事業所において一般消費者等の数が減少し、別の事業所において一般消費者等の数が増加し、合算して保安機関全体としては一般消費者等の数に変更がない場合でも、一般消費者の数が増加した事業所については**一般消費者等の数の増加申請**が必要です。（一般消費者の数が増加した事業所については**一般消費者等の数の減少届**が必要です。）

認可の基準等は、認定の場合の基準の一部が準用されます。

<認定の基準>

申請が次の各号のいずれにも適合することです（法第31条）。

①保安業務に係る技術的能力が次の基準に適合すること。

ア 事業所ごとに「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」の基準に従って保安業務資格者（液化石油ガス設備士免状、製造保安責任者免状、販売主任者免状等の交付を受けている者等）を確保していること（事業所ごとに少なくとも1人は、液化石油ガス設備士免状又は第二種販売主任者免状の交付を受けた者であること）。

イ 事業所ごとに「告示」に従って自記圧力計、マンメータその他の保安業務用機器を備えていること。

②液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償に備えて規則第32条に定める内容に適合する損害賠償責任保険契約を締結していること。

<申請書及び添付書類>

①一般消費者等の数の増加認可申請書（様式第15）

②保安業務計画書（様式第13）

③緊急時対応を行う保安機関にあつては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

④液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面

<注意すべき事項>

認定申請の際の注意事項①から④を参照してください。

4 一般消費者等の数の減少届

保安機関が、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません（法第33条第2項）。

<届出書及び添付書類>

- ①一般消費者等の数の減少届書（様式第16）
- ②保安業務計画書（様式第13）
（一般消費者等の減少に係る事業所のもののみを添付します。）

5 保安業務規程認可申請

保安機関は、保安業務規程を定めて、知事の認可を受けなければなりません（法第35条）。保安業務を実施する事業所が複数あっても、別々に定める必要はありません。この保安業務規程には、次の事項を定めなければなりません。

- ①事業所の所在地
- ②各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数
- ③保安業務を行うことのできる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項
- ④保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項
- ⑤保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法
- ⑥保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
- ⑦前各号に掲げるもののほか、保安業務に関し必要な事項

<申請書及び添付書類>

- ①保安業務規程認可申請書（様式第17）
- ②保安業務規程
保安業務規程は、高圧ガス保安協会発行の「LPGガス保安機関」の作成例等を参考に各保安機関の事情を勘案して作成してください。

6 保安業務規程変更認可申請

認可を受けた保安業務規程を変更するときは、保安業務規程変更認可を受ける必要があります。変更認可が必要となるのは、次のような場合です。

- ①保安業務の区分の増加又は減少
- ②保安業務に係る一般消費者等の数の増加又は減少
- ③保安業務の方法、連絡の方法等の変更

<申請書及び添付書類>

- ①保安業務規程変更認可申請書（様式第18）
- ②変更後の保安業務規程

7 認定行政庁変更届

認定を受けた保安機関が、次に掲げる場合に該当して他の都道府県知事又は経済産業大臣の認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の認定をした知事に届け出なければなりません。

認定行政庁の変更の場合	本届書の提出先
①経済産業大臣の認定を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。(大臣登録→知事登録)	経済産業大臣
②A都道府県知事の認定を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所に係る保安業務を廃止し、他の一の都道府県(B)の区域内における販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。(A知事登録→B知事登録)	A都道府県知事
③都道府県知事の認定を受けた者が2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等の保安業務を行うこととなったとき。(知事登録→大臣登録)	都道府県知事

<提出書類>

認定行政庁変更届出書(様式第19)

8 保安機関変更届

保安機関は、認定申請に係る次の事項を変更したときは、遅滞なく、届け出なければなりません。

なお、保安業務の区分の変更の場合は、認可申請(保安業務区分を増やす場合)又は一般消費者等の数の減少届(保安業務区分を減らす場合)となります。

- | |
|--------------------------------|
| ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| ②保安業務を行う事業所の所在地 |

<届出書及び添付書類>

①保安機関変更届書(様式第20)

②事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う事業所の所在地を変更した場合)

9 保安機関承継届

保安機関に事業の全部譲渡、相続、合併があったときは、事業の全部を譲り受けた者等は、その保安機関の地位を承継することとされており、地位を承継した者は、遅滞なく、届け出なければなりません。

承継の原因	承継者（届出を行う者）
①事業の全部譲渡	事業の全部を譲り受けた者
②相続	相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
③合併	合併後存続する法人又は合併により設立した法人

<届出書及び添付書類>

保安機関承継届書（甲）（様式第21）
（添付書類）

承継者	添付書類
①事業の全部譲渡を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> 保安機関事業譲渡証明書（様式第22の2） 事業の全部の譲渡があったことを証する書面
②相続人（相続人全員の同意により選定された者）	<ul style="list-style-type: none"> 保安機関相続同意証明書（様式第23） 戸籍謄本
相続人（上記の相続人以外の者）	<ul style="list-style-type: none"> 保安機関相続証明書（様式第24） 戸籍謄本
③合併により地位を承継した法人	<ul style="list-style-type: none"> 法人の登記簿謄本

<承継に伴う経済産業大臣登録>

次の場合には、承継の時に経済産業大臣の認定とみなされます。この場合は、保安機関承継届書（甲）（様式第21）を経済産業大臣に、保安機関承継届書（乙）（様式第22）を、当該承継した保安機関の認定をした都道府県知事に提出することになります。

- ①経済産業大臣の認定を受けた者が、都道府県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき。
- ②都道府県知事の認定を受けた者が、経済産業大臣の認定又は他の都道府県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき。
- ③認定を受けていない者が、同時に経済産業大臣の認定を受けた者の地位及び都道府県知事の認定を受けた者の地位を承継したとき又は都道府県知事の認定を受けた者（2以上の都道府県に係るもの）を承継したとき。

10 保安業務実施状況報告

保安機関は、毎事業年度経過後3月以内に次の事項を認定した知事に届け出なければなりません。

- ①その事業年度における保安業務の実施状況
- ②その事業年度末における保安業務資格者の数
- ③その事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- ④法人にあっては、その事業年度中の役員又は構成員の変更

<提出書類>

保安業務実施状況報告（様式2）

11 保安業務廃止届

保安機関は、保安機関の事業の全部を廃止したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

この届出は、事業全体を廃止した場合に提出するものです。一部の事業所における業務を廃止した場合は、廃止届でなく変更届、一般消費者等の数の減少届となります。

<提出書類>

保安業務廃止届書（様式第25）